

六

昭和二十三年四月十三日

案 一
内閣官房長官
内閣官房次長
内閣官房長官

各首次官
法務省官房長

宮内府次長

貢勲局總裁
侍衛情報局長

閣甲

第一二〇號

起案

昭和二十三年四月十三日

定決

昭和二十三年四月十三日

施

昭和二十三年九月十三日

行

昭和二十三年九月十三日

關

甲

第一二〇號

起案

昭和二十三年四月十三日

定決

昭和二十三年四月十三日

施

昭和二十三年九月十三日

經濟安定本部態勢長官
物價廳長官

行政調查部態勢部長

建設態勢長官
建設廳長官

總務部行政調查司長

特別調查廳副長

新聞出版局副長

統計委員會事務局長

中央公職選舉審查委員會事務局長

公正取引委員會事務局長

中央行政監察委員會事務局長

總理府行政監察委員會事務局長

見(參照)

臨時人事委員會事務局長

中央災害救助對策協議會事務局長

全國選舉管理委員會事務局長

公債放款委員會事務局長

財政國庫後員會審查委員會事務局長

國庫支票等項事務局長官

貿易局採用上關する件
標記を付下つて、別紙のとおり閣議決定したとから、
命令にて通知しうる。

案(二)

昭和二年四月十三日

同文

卷三

内閣

内閣宣房
内閣事務官

總理大臣府總務課長
人事課長
監查課長
自從課長
會計課長
免(空通)
同審議會總秘書室
總理大臣府向長
統計局長

昭和三十三年四月廿一日

内閣官房長官

衆議院議事務局長
最高裁判所長官
令計検査院長

(免) 内閣

夏時間採用に関する件

標記の件につき、別紙の通り閣議決定しました
から、本件を内閣に通知します。

内閣

國立公文書館

National Archives of Japan

右閣議に供する



秘

自又

自又

(昭二十三年四月三日)

(昭二十三年四月三日)

電光節約時間制度のもたらす各般の利益、特に現在の電力事情に與る好影響に鑑み、左の要領により、これを採用することを内容とする法律案を國会に提出するものとする。

一 実施期日の目途を本年五月一日（土曜日）に定め、諸般の準備を右時日迄に完了するよう措置すること。

二 効換時刻は、効換に伴う調整の範囲を限り限度ですますことが出来るよう

ク、五月一日午後十二時を予定すること。

三 現行標準時はそのまま存置し、五月一日午後十二時（^{及び}五月二日前一時）（0100）とする方法によること。

四 毎年における本制度採用の始期及び終期は、一應四月第一土曜日（九月第一日）（^{及び}二土曜日）を予定すること。従つて本年度において標準時に復帰する時期は、九月十一日（土曜日）夜半を予定すること。

